

原油タンカーの貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則

1. 目的

本規則は、船舶検査の方法（平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号）B 編 1.2.4.2-1 (2) に定める貨物油タンク防食塗装システム（以下、「塗装システム」という。）の承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定（以下、「認定」という。）するための要件及び認定に係る手続き等を定めたものである。

2. 定義

本規則で使用する用語の定義は、本規則で定めるもののほか関係法令及び船舶検査心得（平成 10 年 2 月 4 日海安第 4 号）、船舶検査の方法に定めるところによる。

3. 認定審査について

認定するための審査は以下により行う。

(1) 申請書等の提出

認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、第一号様式の申請書のほか、下記に示す資料を提出しなければならない。

- ア) 申請者の概要（所在地、沿革、資本金、役員一覧（最終職歴を含む）、機構図、従業員数、所管官庁（営利法人を除く）等）
- イ) 塗装に関する試験機関としての実績を示す資料（塗装関連の試験の実施の実績、官公庁又は公的機関、外国政府等から塗装に関する試験機関としての認定等を受けている実績並びに ISO17025 等の品質管理システムの認証を受けている実績等）（認定等を受けている場合は、認定証等の写しを添付すること。）
- ウ) 塗装システムの承認試験に使用する施設（作業場、材料・試験片保管施設等）の概要及び装置・機器の詳細リスト
- エ) 塗装システムの承認試験に使用する参考書類の詳細リスト
- オ) 試験片の準備、試験片識別の手順、塗装方法、試験手順、試験報告書例の詳細
- カ) プライマーが塗布された試験パネルを屋外に暴露する方法及び場所の詳細
- キ) 試験条件及び観察結果（不測の事態による試験中断及びそれに対する是正措置を含む。）を記録するための日誌例
- ク) 塗装システムの承認試験の一部を外注する場合は外注試験と外注先の一覧及び

外注契約の詳細

- ケ) 承認された塗装システムに関する比較試験報告書（もしあれば）
- コ) 手順書を含む品質管理のための書類（作業手順、作業の検証、記録及び報告、教育・訓練、試験機器の管理等について記載されているもの。）
- サ) 塗装システムの承認試験に従事する技術者のリスト（氏名、資格、経歴等が記載されているもの。）及び技術者の教育プログラム
- シ) 上記に定めるもののほか、検査測度課長が必要と認める資料

(2) 申請書等の提出先

(1) に定める申請書等は、塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所を所管する管海官庁を経由し検査測度課長に提出するものとする。

(3) 審査基準

(1) で提出された資料及び現地調査により、以下の項目に照らして、申請者を認定することが適当か否かを審査するものとする。なお、現地調査には申請者が塗装システムの承認試験を行うために適切な能力を有していることを確認するために、行う模擬試験への船舶検査官又は関係職員（以下、「船舶検査官等」という。）の立会いを含むものとする。ただし、検査測度課長が認める場合はこの限りではない。

- ア) 塗装システムの承認試験を行う機関としての中立性及び公平性は確保されているか。
- イ) 塗装システムの承認試験を適切に実施するために十分な施設及び装置・機器、参考図書を有しているか。
- ウ) 塗装システムの承認試験を実施する技術者及びその監督者は、IMO 塗装性能基準及び試験の実施手順に関し十分な知識を有しているか。
- エ) 塗装システムの承認試験を適切に実施するための品質管理システムが構築されているか。又、適切に同システムが運用されているか。

4. 認定等について

(1) 認定

検査測度課長は3.(3) に定める審査基準に適合していると認めるときは、申請者を認定するものとし、第二号様式に定める認定書を交付する。

(2) 認定の有効期間

認定の有効期間は、5年間とする。

(3) 認定内容の変更について

認定を受けた者は、3.(1)により提出した書類の内容が変更となった場合その他の認定を受けた内容が変更となったときは、遅滞無く変更となった内容を管海官庁を経由して検査測度課長に届け出るものとする。

(4) 中間審査について

認定を受けた者は、認定を受けたときから2年を経過し3年までの間に、中間審査を申請するものとする。申請の様式は第一号様式を準用するものとし、これまで提出済みの資料のうち変更のあったものを、管海官庁を経由して提出するものとする。

検査測度課長は、認定を受けた者が3.(3)の審査基準に引き続き適合していることを確認するものとする。

5. その他

(1) 報告徴収及び立入検査

検査測度課長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、認定に関することについて、報告を求め又は船舶検査官等と関係する事業所に立ち入らせることを求めることができる。

(2) 試験への立会い

検査測度課長は、必要があると認めるときは、船舶検査官等に塗装システムの承認試験に立ち会わせることができる。

(3) 管海官庁からの問い合わせへの対応

認定を受けた者は、船舶検査の執行に必要な情報として管海官庁から提供を求められた場合は、試験成績書その他の塗装システムの承認試験に係る情報を速やかに提供しなければならない。

(4) 認定の取り消し等

検査測度課長は、認定の有効期間中であっても、下記のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消す又は一定の期間無効にすることができる。

ア) 3.(3)の審査基準に適合していないと認められるとき(4.(4)による中間審査の結果、審査基準に適合していないと認められるときを含む。)

イ) 4.(3)の届出を怠ったとき

ウ) 5. (1) 又は (2)、(3) に定める求めが拒否されたとき

エ) 上記に定めるものの他、検査測度課長が認定を取り消す又は一定の期間無効にすることが適当であると認めるとき

第一号様式

貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る適合書を
発給する第三者機関として認定を受けるための申請書

年月日

国土交通省海事局検査測度課長 殿

申請者の名称
及び住所

印

「原油タンカーの貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」(日付、文書番号)に基づき貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定を受けたいので、同規則3.(1)の規定に従い申請します。

記

1. 認定を受けたい試験機関の名称及び住所
2. 貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所
(1. と異なる場合のみ)
3. 添付資料の一覧

以上

年月日
文書番号

申請者の名称 殿

国土交通省海事局検査測度課長 印

貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る適合書を発給する
第三者機関としての認定書

標記に関し貴殿より申請のあった試験機関について、「原油タンカーの貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則」（日付、文書番号）の規定に従い下記の通り承認します。

なお、同規則5.（4）に定める事由に該当する場合は、認定を一定の期間無効又は取り消す場合があります。

記

1. 認定する試験機関の名称及び住所
2. 貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る主たる試験を実施する事業所の住所
（1. と異なる場合のみ）
3. 認定の有効期間

以上